

人事行政に関する 状況の公表

市は、健康、福祉、教育、都市整備、生活環境など市民のみなさんの身近にかかわる仕事を行っており、これに携わる職員を各部署に配置しています。

市の職員の定数、給与、休暇などの勤務条件は、法律に基づき市議会の議決によって定める条例や規則などで明らかにしていますが、みなさんに一層のご理解をいただくため、今号で平成21年度の実績を中心に制度の概要やその運営の状況を公表します。なお、年度末には市のホームページで、さらにくわしいデータを含めて掲載します。

☎職員課☎内線2237

給与および職員数の状況

人件費とは、一般職の職員に支給される給与と、市長や市議会議員などの特別職に支給される給料、報酬、手当のほか、共済費(社会保険料の事業主負担分)などを含む経費の合計をいいます。

職員数の状況は、現在、平成17年に策定した「三鷹市行財政アクションプラン2010」により、さらなる職員配置定数の見直しに取り組んでいます。今後とも、より簡素で効率的な行政運営、また時代の変化に即応し得る柔軟な市政を実現するために、市民サービスの向上を図りながら、職員の適正配置に取り組んでいきます。

総括

1 人件費の状況(平成21年度普通会計決算)

区分	住民基本台帳(21年度末)	歳出額A	実質収支	人件費B	人件費率B/A	(参考)19年度の 人件費率
21年度	176,820人	61,863,322千円	1,320,317千円	10,615,880千円	17.2%	20.2%

2 職員給与費の状況(平成21年度普通会計決算)

区分	職員数A	給与費				1人あたり給与費B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計B	
21年度	983人	3,921,688千円	1,456,747千円	1,684,006千円	7,062,441千円	7,185千円

(注) 1. 職員手当は退職手当を含みません。
2. 職員数は、平成21年4月1日現在の人数です。

3 給与の種類

給与	毎月支給されるもの	給料・※扶養手当・地域手当・※住居手当・※管理職手当
	勤務実績により支給されるもの	※特殊勤務手当・時間外勤務手当 ※管理職員特別勤務手当
	一定の時期に支給されるもの	例年支給 通勤手当・期末手当・勤勉手当 退職時支給 ※退職手当

(注) ※の手当は、再任用短時間勤務職員には支給されません。

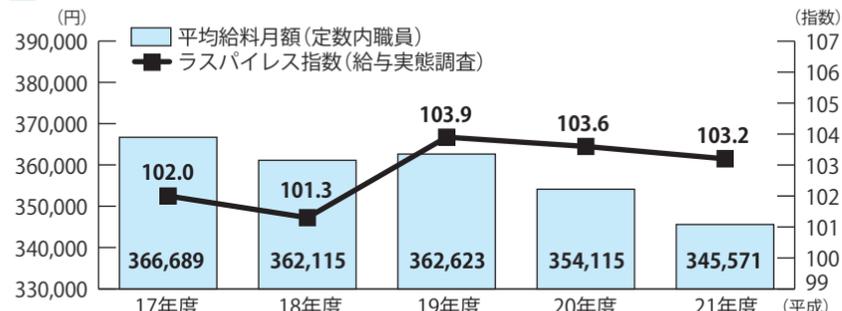
職員の平均給与月額、初任給の状況

1 職員の平均年齢、平均給料月額などの状況(平成22年4月1日現在)

区分	一般行政職			技能労務職		
	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
三鷹市	44.3歳	357,740円	521,735円	48歳	348,741円	438,204円
東京都	42.8歳	337,262円	469,903円	46.8歳	308,530円	416,733円

(注) 「平均給与月額」とは、給料に諸手当を加えたものの平均月額です(期末・勤勉手当は含みません)。

2 平均給料月額およびラスパイレース指数の推移(各年度4月1日現在)



(注) ラスパイレース指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。

3 職員の初任給の状況(平成22年4月1日現在)

区分	三鷹市	東京都	国	
一般行政職	大学卒	181,200円	181,200円	181,200円
	高校卒	138,600円	142,700円	140,100円

職員の手当の状況

1 期末・勤勉手当の状況(平成21年度)

支給割合	三鷹市		東京都		国	
	期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
	3.05月分 (1.65)月分	1.10月分 (0.55)月分	3.15月分 (1.65)月分	1.00月分 (0.55)月分	2.75月分 (1.50)月分	1.40月分 (0.70)月分
加算措置の状況	職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・職務段階別加算 5~20% ・管理職加算 なし		職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・職務段階別加算 3~20% ・管理職加算 15~25%		職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・職務段階別加算 5~20% ・管理職加算 10~25%	

(注) ()内は、再任用短時間勤務職員に係る支給割合です。

2 退職手当の状況(平成22年4月1日現在)

	三鷹市		国	
	(支給率)	自己都合	(支給率)	自己都合
勤続20年		24.25月分		23.50月分
勤続25年		32.50月分		33.50月分
勤続35年		49.75月分		47.50月分
最高限度額		50.00月分		59.28月分
その他の加算措置	勤続退職特例措置(2~20%加算)		その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2~20%加算)	
1人あたり平均支給額		15,521千円		27,736千円

(注) 1. 退職手当の1人あたり平均支給額は、平成21年度に退職した職員に支給された平均額です。
2. 再任用職員については、退職手当は支給されません。
3. 三鷹市では加算措置について適用実績はありません。

3 扶養・地域・住居・通勤手当の状況(平成22年4月1日現在)

手当名	内容
扶養手当	配偶者(配偶者を欠く第1子を含む) 14,600円 その他の親族 9,500円 16歳~22歳 4,800円加算
地域手当	民間における賃金、物価等に関する事情を考慮して支給される手当で給料、扶養手当、管理職手当の合計額の15% (国は地域により3%~18%、東京都は17%) 職員1人当たりの平均支給年額 663,466円
住居手当	世帯主-19,500円(借家・借間)、10,100円(借家・借間以外) 世帯主以外-無
通勤手当	交通機関利用者-6カ月の鉄道定期と、Suica等を利用して路線バスに乗りした場合の実費相当額の6カ月分を4月・10月に支給 交通用具使用者-通勤距離に応じた金額の6カ月分を4月・10月に支給

4 特殊勤務・時間外勤務手当などの状況(平成22年4月1日現在)

区分	内容	
特殊勤務手当	危険、不快、その他特殊な業務に就いたときに支給される手当	
	手当の種類	4種類
	手当の名称	税務手当、福祉業務手当、緊急出動手当、不快危険作業手当
時間外勤務手当	職員全体に占める受給職員の割合	9.0%
	受給職員1人当たりの平均支給年額	22,982円
	年度区分	平成21年度 平成20年度
支給総額	381,771千円	348,928千円
	職員1人あたり支給年額	355千円

特別職の報酬などの状況

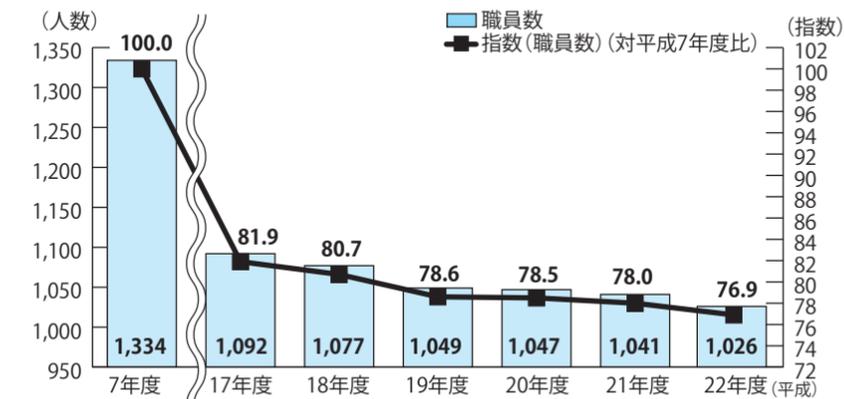
特別職の報酬などの状況(平成22年4月1日現在)

区分	給料等月額		期末手当			
	市長	副市長	年間4.15月	(内訳)	6月期	1.95月
給料	1,050,000円	890,000円	年間4.15月	(内訳)	6月期	1.95月
	議 長	640,000円			12月	2.20月
報酬	副議長	580,000円	年間4.15月	(内訳)	6月期	1.95月
	議 員	550,000円			12月期	2.20月

職員数の状況

職員数の推移

市では、平成8年に策定した「三鷹市行財政改革の方策」、平成12年に策定した「三鷹市行財政システム改革実施方策」、そして、平成17年に策定し、現在実施中の「三鷹市行財政改革アクションプラン2010」により、全国の他の自治体に先行して、計画的な職員配置定数の見直し(純減)に取り組んできました。その結果、取り組み前の平成7年4月と比較して今年4月までに、人数で308人、率にして23.1%削減しました。



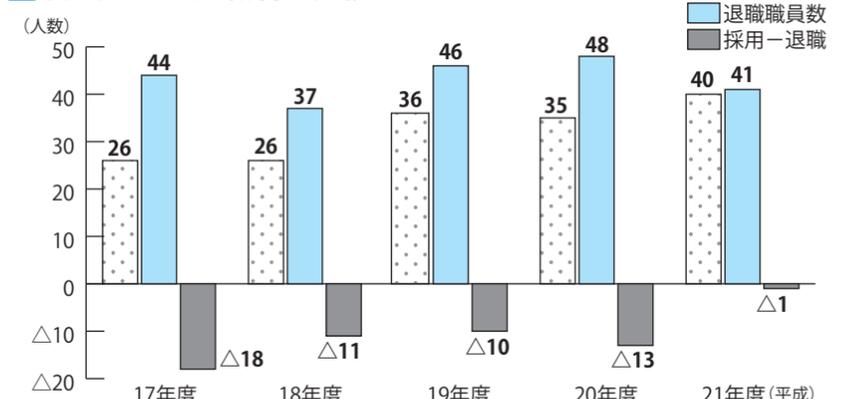
(注) 職員数(定数内)は、各年度4月1日現在のものです。

人事行政の運営状況

職員の採用・退職・派遣などの状況

職員の採用は、競争試験(択一・記述、面接など)による能力実証により行われています。採用後の昇任についても、人事考課と併せて昇任試験などを実施し、より客観的な能力実証に基づいて行っています。

1 採用および退職者の推移



(注) 1. 派遣職員の併任・併任解除を除きます。
2. 採用日と同日付で外郭団体・一部事務組合などへ派遣された職員および退職日と同日付で派遣解除された職員を含みます。